

# 死亡牛届出・検査体制変更のお知らせ

令和6年4月1日から国内のBSE検査体制変更に伴い、届出及びBSE検査の必要な死亡牛が変わります。

## 変更のポイント

死亡前に歩行困難又は起立不能があった牛は**届出対象**です

- 1 全ての月齢において死亡前にBSEが否定できない歩行困難又は起立不能の症状があった牛は届出が必要です。
- 2 BSEが否定できない歩行困難又は起立不能があった死亡牛は、獣医師の確認・診断を受け、死亡牛処理整理票兼届出書(以下、届出書)の作成が必要です。
- 3 届出を行う牛は、獣医師によりBSE検査が必要かどうか判断を受け、届出書の検査対象チェック欄に記入をお願いします。

## 化製場への死亡牛搬入に関するお願い

- 1 通常の死亡牛(歩行困難又は起立不能が無いもの)は、届出不要で、化製場の受付時間内に搬入できます。
- 2 届出が必要だが、BSE検査は対象外と判断された牛は、検査対象外に☑が入った届出書を持って化製場に搬入します。
- 3 届出が必要で、かつBSE検査の対象と判断された牛は、獣医師の指示があるまで農場に待機してください。
- 4 家畜保健衛生所と化製場で搬入日時を調整し、獣医師を通じて連絡しますので、指示に従い化製場へ搬入してください。

不明な点がございましたら、お問合せください

中央家畜保健衛生所 Tel 0964-28-6021

城北家畜保健衛生所 Tel 0968-46-2075

阿蘇家畜保健衛生所 Tel 0967-22-0041

城南家畜保健衛生所 Tel 0966-22-3814

天草家畜保健衛生所 Tel 0969-22-3668